第六条の二第一項中「第七条の二第七項第一号」を「第七条の二第八項第一号」に改め、同条第四項中「第七条の二第九項」を「第七条の二第十項」に改め、同項第一号中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削り、同項第二号イ中「確認済証」の下に「の写し」を加え、同項第三号中「第十四条の二第二項第三号」を「第十四条の二第二項第四号」に、「第七条の二第七項第二号」を「第七条の二第八項第二号」に改め、同号イ中「確認済証」の下に「の写し」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第十四条の二第二項第三号に掲げる建築物及び構築物　次に掲げる書類（建築基準法第八十八条第一項又は第二項の政令で指定する工作物に該当しない構築物にあつては、ロに掲げる書類）

イ　当該建築物又は構築物に係る確認済証の写し及び検査済証の写し

ロ　第三項に規定する経済産業大臣の証する書類

第六条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第七条の二第七項第二号」を「第七条の二第八項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第七条の二第六項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、経済産業大臣の当該建築物又は構築物が同項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備されるもので同項に規定する個人が取得するものである旨を証する書類により証明がされたものとする。

第七条中「第十二条の二第五項に規定する財務省令」を「第十三条第五項に規定する財務省令」に改め、同条第一号及び第二号中「第十二条の二第五項」を「第十三条第五項」に改め、同条第四号中「第十二条の二第三項」を「第十三条第三項」に改める。

第九条の三第一項中「第二十五条の二第三号から第五号まで」を「第二十五条の二第三号及び第四号」に改める。

第九条の九中「第十八条の四第三項第九号」を「第十八条の四第二項第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例）

第九条の十　法第二十八条の二の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十八条の二の二第一項の個人が同項に規定する債務処理計画に基づき免除を受けた債務の金額及び当該免除を受けた年月日

二　法第二十八条の二の二第一項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額及びその計算の明細

三　法第二十八条の二の二第一項に規定する対象資産ごとの施行令第十八条の六第三項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額

四　その他参考となるべき事項

2　法第二十八条の二の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する債務処理計画に係る法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の六第一項各号に掲げる者の当該債務処理計画が施行令第十八条の六第一項に規定する要件を満たすものであり、かつ、法第二十八条の二の二第一項に規定する対象資産の評定が当該債務処理計画に係る準則に基づき行われている旨並びに当該評定が行われた対象資産の種類及び当該評定が行われた後の当該対象資産の価額を証する書類とする。

3　法第二十八条の二の二第一項の債務処理に関する計画が施行令第十八条の六第一項に規定する要件に該当するかどうかの判定をする場合には、法人税法施行規則第八条の六第一項第一号中「令第二十四条の二第一項」とあるのは「租税特別措置法第二十八条の二の二第一項」と、「内国法人」とあるのは「個人」と、同項第二号中「内国法人」とあるのは「個人」と、それぞれ読み替えるものとする。

第十条第一項中「第十八条の六第五項」を「第十八条の七第五項」に改め、同条第二項中「第十八条の六第六項」を「第十八条の七第六項」に改める。

第十三条の五第三項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十四条第五項第二号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が当該資産の買取りをするとき、」の下に「又は」を加え、「、又は当該事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）附則第五条第一項第一号に規定する事業に関連して施行される土地収用法第三条第十七号の規定に該当する事業である場合において、当該事業の施行者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者に限る。）に代わり、独立行政法人中小企業基盤整備機構が当該資産の買取りをするとき」を削り、同項第三号イ中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第百七十号）」を加え、「第二条第一項に規定する小笠原諸島」を「第四条第一項に規定する小笠原諸島」に改め、「、社会福祉法人の設置に係る幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第三項の認定を受けた同項に規定する幼保連携施設をいう。イにおいて同じ。）を構成する幼稚園（当該社会福祉法人の設置する保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。イにおいて同じ。）の用に供される建物及びその付属設備と一体的に設置されるものに限る。）」を削り、「同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「並びに児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加え、「の設置に係る保育所、社会福祉法人の設置に係る保育所で乳児又は幼児を通じて二十人以上を入所させるもの並びに学校法人の設置に係る幼保連携施設を構成する保育所のうち乳児又は幼児を通じて二十人以上を入所させる当該保育所」を「又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。イにおいて同じ。）、保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）及び小規模保育事業の用に供する施設（同法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第一号に規定する施設のうち利用定員が十人以上であるものをいう。）並びに学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園」に改める。

第十七条の二第一項第九号ロ中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第十一号中「都市再生整備推進法人である旨」を「都市再生推進法人である旨」に改め、同号ロ中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に、「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同項第二十九号中「第十三条の二第二項」を「第十六条第二項」に、「又は一般財団法人」を「若しくは一般財団法人である法第三十四条の二第二項第二十五号に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同号に規定する農地中間管理機構」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第九項第三号中「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」の下に「（平成十四年法律第百四十七号）」を加え、同条第十三項第一号中「第四十一条第二項」を「第四十九条第二項」に、「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十八条第四項第四号中「その者が実施する農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号又は第三項第一号ロに掲げる農地売買等事業」を「その者の同項第一号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれその行う同号イ又はロに定める事業」に、「一般社団法人又は一般財団法人」を「農業経営基盤強化促進法第五条第三項に規定する農地中間管理機構である場合又は一般社団法人若しくは一般財団法人である同法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改める。